

# 監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

- 1 監査の種類 財務監査（定期監査）
- 2 監査の対象 教育委員会  
事務局  
教育総務部 総務課、教育施設課、社会教育課、文化財課、  
スポーツ振興課、新しい学校推進室  
学校教育部 学校教育課、学校保健課、総合教育センター課  
  
教育機関 図書館、少年科学館、教育センター、  
青少年教育センター、学校給食センター  
小学校（針尾、江上、宮、三川内、広田、花高、  
早岐、黒髪、大塔、吉井南、吉井北）  
中学校（東明、宮、三川内、早岐、日宇、広田、  
吉井）

- 3 監査の期間 令和4年10月31日（月）～令和5年1月19日（木）

## 4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

## 5 監査の実施内容

令和4年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

## 6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

## 【指摘事項】

### 1. 収入事務

- ① 市有財産賃貸借契約において、佐世保市財務規則第 66 条の 2 ただし書きで「…債権金額が年額で定められているものにあつては 4 月 30 日以前の日を、…定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、納期限が 4 月 30 日より後の日付になっているものがあった。  
(文化財課) (スポーツ振興課)
- ② 行政財産目的外使用料において、佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第 2 条第 1 項で「市長は、税外諸収入金を納期限…までに納付しない者に対しては、納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあった。  
(文化財課) (スポーツ振興課)
- ③ 青少年教育センター光熱水費の実費徴収において、佐世保市財務規則第 66 条の 2 で「納期限について、法令又は契約若しくは処分に定めがないときは、納人及び債権金額を確認した日から 20 日以内における適宜の納期限を定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、納期限が 20 日より後の日付になっているものがあった。  
(青少年教育センター)

督促状未発送の件については、前回は指摘した事項であり、今回も、複数の課で発見されている。条例等を十分認識するとともに、教育委員会事務局及び教育機関において、周知徹底を図られ、実効性のある再発防止策を講じられたい。

### 2. 支出事務

- ① 出張命令伺において、佐世保市教育委員会事務局処務規程（佐世保市事務処理規程を準用）で定められた専決事項による命令を受けていないものがあった。  
(文化財課)
- ② 郵便切手の管理において
- ア 受払簿と切手の残高が一致しなかった。  
(早岐小)
- イ 私費で購入した切手を混在させていた。  
(早岐小)

郵便切手の管理については、昨年度も同様の内容で指摘している。公私混同は不正に繋がるリスクがあることから、金券である事を十分認識し、学校長及び関係職員は適正な管理を徹底されたい。

### 3. 契約事務

- ① 佐世保市立小中学校における産業廃棄物（中継ポンプ槽汚泥）処分業務委託契約において、佐世保市財務規則第 178 条(同規則第 165 条の規定を準用)後段ただし書きの要件に該当しないにもかかわらず、同条で規定されている予定価格を記載した書面の作成を省略していた。  
(総務課)

- ② 令和4年度佐世保市広田中学校バス借上業務ほかにおいて、契約書に規定する業務の再委託の手続きを行わないまま、第三者に業務の一部を請け負わせていた。(総務課)
- ③ 日野小学校ため池水理検討業務委託契約において、佐世保市財務規則第178条(同規則第165条の規定を準用)後段ただし書の要件に該当しないにもかかわらず、同条で規定されている予定価格を記載した書面の作成を省略していた。(教育施設課)
- ④ 福井洞窟三次元測量調査業務委託契約ほかにおいて、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第1項で「予定価格は、…積算価格の100円未満の端数を切り捨てた額に、消費税相当額を加算する方法により行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、積算価格の100円未満の端数を切り捨てないまま消費税相当額を加算し予定価格として設定していた。(文化財課)
- ⑤ 体育施設の鍵の受け渡し業務委託契約ほかにおいて、佐世保市教育委員会事務局処務規程第23条の2(佐世保市文書規程第33条第1項の規定を準用)で「…請書…に関する起案書…は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、契約等の内容に合致しない審査対象外指定文書を用いた起案書を作成し、総務課長の審査を受けていなかった。(スポーツ振興課)
- ⑥ 令和4年度「ふるさと環境・自然体験学習」業務委託契約において、佐世保市財務規則第166条第2項で「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について…取引の実例価格、…等を考慮して適正に定めなければならない。」と規定されているにもかかわらず、適正な予定価格の設定となっていなかった。(学校教育課)
- ⑦ 皮膚検診及び弾発指検診業務の一部変更請書において、佐世保市財務規則第176条に「随意契約を締結しようとするときは、あらかじめ第166条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、予定価格を設定しないまま契約を締結していた。(学校保健課)

予定価格の設定について、前回研修による改善を求めていたにもかかわらず、複数の課において不適正な処理が繰り返されている。改めて、教育委員会事務局全体で職員の規則等に対する意識改革を図るとともに、早急に組織的な再発防止策を講じられたい。

#### 4. 財産管理事務

- ① 佐世保市物品会計規則第26条第1項で「出納員は、…備品ラベルを貼付してこれを管理しなければならない。…」と規定されているにもかかわらず、備品ラベルを貼付していないものがあつた。(文化財課)

② 物品において、佐世保市立学校物品会計規則第 13 条第 1 項で「学校長等は、所管に属する備品を処分しようとするときは、物品処分書によりこれを行わなければならない。」、同条第 2 項で「学校長等は、前項の規定により備品を処分したときは総務課長に報告しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、処分された物品について物品処分書を作成せず、総務課長に報告していないものがあつた。

(吉井南小)

③ 薬品において、現存していない薬品を毒物・劇物管理台帳に記載しているものがあつた。

(広田中)

薬品の管理については、3 年連続して同様の内容を指摘しており、学校長及び関係職員の認識が不十分と言わざるを得ない。毒物、劇物性を有するものであることから、管理の重要性を改めて認識し、適正な管理を徹底されたい。